



Q: 私は優先入居できますか？

A: 優先入居候補者に該当される方は、住宅困窮度が特Aランク、Aランクの方で、以下の要件を全て満たす方です。

ア) 入居申し込みされた世帯の住宅困窮度を、入居者選考採点基準に基づき点数化し、20点以上を特A、11点以上をAとし、**特Aの方は連続する2回、Aの方は連続する4回入居申し込みを行い、公開抽選により落選された人。**(ただし、申込をされても欠席、辞退、遅刻などで抽選を受けられなかった場合は棄権したとみなし、カウントしません。)

イ) **鳥取市内に3年以上住所を有し、世帯の全員が市税を滞納していない人。**

※ 鳥取市在住は、特Aの方は2回目の、Aの方は4回目の落選の日以前の3年間です。住宅困窮度がBランクの方は優先入居候補者に該当されません。

Q: ランクを決める入居者選考基準とは何？

A: 入居申し込み時に配布する「入居申込書」の裏面が採点基準表です。申込時に出された書類から判断し、採点しています。(自己申告だけでなく、提出書類等から客観的に判断できるものを得点としています。)

Q: 自分がどのランクに該当するかは、どうしたら分かりますか？

A: 年に4回行う入居者募集時申込毎に、鳥取市営住宅等入居者選考採点基準に基づき採点し、資格審査結果の通知文書にランクを記入して送付します。

申込み毎に採点をするため、連続して申し込んでおられるうちに、所得や現在お住まいの住宅の家賃、世帯構成などに変化があれば、ランクが変更になることがあります。

Q: 連続して申込み中でランクが変更になった場合、ランクの扱いはどうなりますか？

A: 一番低いランクになった時を基準とします。

例) 特A→A→特Aの場合、Aと扱うので、次回A又は特Aで落選した場合登録。

A→A→A→Bの場合、Bランクになった時点で今までのAランクの連続性は無効となります。

Q: 登録されたことはどうやって分かりますか？

A: 登録になった場合は、登録になった団地、登録日時点での入居待順位を文書でお知らせします。

Q: 登録団地はどうやって決まりますか？

A: 登録になるのは、特Aの方は連続する過去2回、Aの方は連続する過去4回の中で申込をされたことのある団地全てです。名簿登録時に新たに入居する団地を選択することはできません。

Q: 登録となった団地に空室が出ればすぐに割り当ててもらえるのですか？

A: 空室の3分の2を公募に出し、3分の1を名簿登録者に割り当て、抽選会の時期に限らず、随時連絡をします。

また、2箇所以上の団地に登録になっておられたら、先に順番がきた部屋を割り当てます。

Q: 登録されてからどのくらいで入居できますか？

A: 退去者が出るなどして、空室となり次の入居の準備ができた部屋でなければ募集に出せません。入居準備のできた部屋を割当基準に基づき公募と優先入居に振分けていくため、待機する期間などは団地によって違い入居時期はまったく未定です。